

「那覇市住宅宿泊事業法条例（仮称）」について、市民の皆さまへの説明会の開催を予定しております。

ぜひみなさまの意見をお聞かせください。

ここ数年、民泊サービス（住宅を活用して有償で宿泊サービスを提供するもの）が全国各地で展開されており、本市におきましても同様の傾向が見られます。

多様化する宿泊ニーズに対応し、急速に普及が進む民泊サービスの健全化を図るため、昨年6月16日に住宅宿泊事業法（いわゆる「民泊新法」）が公布され、本年6月15日より施行されます。

この法律において、保健所設置市である本市は、都道府県に代わって、生活環境の悪化防止のため、合理的に必要と認められる限度において、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することが可能である条例を制定することができます。本市では、条例制定をはじめ、住宅宿泊事業に伴う行政事務の必要性を考慮し、沖縄県と事務移管に関する協議を行う準備を進めております。

このような法律の趣旨に基づき、本市では、この行政事務を行うにあたり、条例で制限する区域や期間を定めること等について、市民の皆さまのご意見等をお伺いすることを目的として、下記の日程で、市内4地区で市民説明会の開催を予定しております。多数の市民の方のご出席をお願いします。

（日時・場所）

- 真和志地区 3月2日（金） 19:00～20:30 那覇市保健所3階大会議室
（那覇市与儀1-3-21 Tel:098-853-7963）
- 本庁地区 3月3日（土） 13:30～15:00 牧志駅前ほしそら公民館3階ホール
（那覇市安里2-1-1 さいおんスクエア3階 Tel:098-917-3443）
- 首里地区 3月6日（火） 19:00～20:30 首里支所1階大会議室
（那覇市首里久場川町2-18-9 Tel:098-884-4312）
- 小祿地区 3月7日（水） 19:00～20:30 那覇市保健センター1階多目的ホール
（那覇市金城3-5-3 Tel:098-858-1456）



（お問い合わせ先）

那覇市保健所 生活衛生課
担当 仲地・翁長
Tel:098-853-7963